

訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護事業者の概要

名称	株式会社kokoro
代表者名	松本 直美
所在地及び連絡先	福岡県福岡市城南区樋井川四丁目20番16号 電話番号:092—400—9202
業務概要	訪問看護事業

2 訪問看護事業所の概要

事業所名	訪問看護ルピナス
所在地及び連絡先	福岡県福岡市城南区友丘六丁目7番10号203号室 電話番号:092—400—9202
事業所番号(介護／医療)	4061192367
管理者の氏名	松本 直美
サービス実施地域	福岡市全域、糟屋郡全域、春日市、大野城市、那珂川市 その他、個別の相談により実施する地域

3 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者(看護師)	管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	1名
看護職員(保健師、看護師又は准看護師)	訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。	常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。	適当数

4 事業の目的及び事業所の運営方針等

(1)事業の目的

株式会社kokoroが開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者が病気やけが等により家庭において継続して療養をうける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2)運営方針

- ・事業者は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ・事業者は、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

・事業者は、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前9時から午後6時まで（ただし、サービス提供時間は、午前9時15分から午後5時45分までとする。）
特記事項	サービス計画により、休業日又は営業時間外であってもサービスを提供する場合がある。

6 主たるサービスの内容

病状の観察	病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などのチェック、異常の早期発見
療養上の世話	清拭・洗髪・入浴介助、食事（栄養）及び排泄等の介助、指導
薬の指導	薬の飲み方の指導、残薬の確認等
診療の補助	褥瘡の予防・処置、点滴・カテーテル管理等の医療処置
精神疾患・認知症のケア	利用者と家族の相談、対応方法の助言等
リハビリテーションに関すること	
家族の支援に関すること	家族への療養上の指導・相談等

7 訪問看護の提供方法

利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問看護事業者に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

8 利用料等

(1) 介護保険対象者

(ア) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(イ) 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問した場合の交通費 実費

(2) 医療保険対象者

(ア) 自己負担金 後期高齢者医療 ……訪問看護に要する費用の1割又は3割
健康保険 ……訪問看護に要する費用の2割から3割

(イ) 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問した場合の交通費 実費

(3) 支払い方法

事業者は、当月の利用分に関する利用者負担金を、翌月10日までに請求書を交付する方法により利用者に請求する。利用者は、翌月25日までに利用者負担金を支払う。支払い方法は、口座振込又は現金とする。事業者は、利用負担金の支払いを確認した際に、速やかに利用者に領収書を発行する。

9 キャンセルについて

(1) 利用者はサービスの利用をキャンセルする場合は、下記の電話番号に連絡するものとする。
訪問看護ルピナス(代表)092-400-9202

(2) 利用者は、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス利用予定日の前営業日の18時（以下、「キャンセル期限」という。）までに連絡するものとする。利用者はキャンセル期限までに連絡せずキャンセルした場合は、当該サービス利用予定日にかかる利用者負担金の100%をキャンセル料として負担する。ただし、病状の急変などでやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

10 緊急時の対応及び複数名によるサービス提供について

- (1) 訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、事業者は必要に応じて手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行わなければならない。
- (2) 主治医が訪問看護事業者に交付した指示書により事業者が作成した訪問看護計画書において必要と認めるときは、事業者は複数名の同行により訪問看護を実施することができるものとする。

11 秘密の保持と個人情報の取扱いについて

- (1) 事業者は、訪問看護事業を実施するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、正当な理由なく第三者に漏示してはならない。事業者のかかる秘密保持義務は、当該利用者との契約が終了した後も同様とする。
- (2) 事業者は、「個人情報の取扱いに関する同意書」に則り、利用者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

12 サービス内容に関する苦情等相談窓口

株式会社kokoroが開設する訪問看護ルピナスが提供する訪問看護サービスに関する苦情等相談窓口の情報

窓口設置場所	福岡市城南区友丘六丁目7番10号 訪問看護ルピナス
電話番号	090—6315—8771
窓口開設時間	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く） 午前9時00分から午後6時00分まで
苦情受付責任者・苦情解決責任者	松本 直美
その他	営業日、営業時間以外についても、携帯電話で対応し、後日速やかに対応する。

公的機関の相談窓口

東区福祉・介護保険課	092-645-1069
城南区福祉・介護保険課	092-833-4105
博多区福祉・介護保険課	092-419-1081
早良区福祉・介護保険課	092-833-4355
中央区福祉・介護保険課	092-718-1102
西区福祉・介護保険課	092-895-7066
南区福祉・介護保険課	092-559-5125
福岡県介護保険広域連合会 粕谷支部	092-652-3111
春日市高齢課介護保険担当	092-584-1122
大野城市長寿支援課介護 サービス担当	092-580-1860
那珂川市高齢者支援課	092-953-2211
福岡県国民健康保険団体連 合会介護保険課	092-642-7859

13 虐待防止のための措置について

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ・虐待の防止のための対策を定期的に検討するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

14 身体拘束等の原則禁止

- (1)事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

15 契約解除について

- (1)利用者は、7日前に予告することで、いつでも本契約を解除することができる。ただし、利用者の病変、急な入院等、やむを得ない事情が発生した場合又は事業者の帰責事由により本契約の継続が困難となった場合は、直ちに本契約を解除することができる。
- (2)事業者は、利用者又はその家族若しくは利用者の関係者と事業者との信頼関係が破壊される事由が発生したと事業者が判断したときは、30日前の予告をもって本契約を解除することができる。
- (3)事業者は、前項により本契約を解除しようとする場合は、主治医、関係機関等と事前に協議を行うこととする。
- (4)事業者は、次の各号に該当する場合には直ちに本契約を解除することができる。
 - ・利用者が事業者を支払うべき利用料等を30日以上滞納し、事業者の催告にも関わらず支払いを行わない場合
 - ・利用者、その家族、利用者の関係者による事業者及び事業者関係者に対する犯罪行為、ハラスメント、その他訪問看護事業の継続が著しく困難となる事情が発生した場合

以上